

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和4年5月25日

大分県知事
広瀬 勝貞 殿



提出者

住 所 大分県宇佐市安心院町下毛1890-1
氏 名 下村建設株式会社 代表取締役 下村 潔
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0978-44-0247

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	下村建設株式会社
事業場の所在地	大分県宇佐市安心院町下毛1890-1
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	元請完成工事高 427,571千円
③ 従業員数	25名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・ 道路建設工事 (舗装工事) がれき類 (アスファルト塊・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化。・ 解体工事 がれき類 (アスファルト塊・コンクリート塊) →再生処理業者に委託して、再生骨材として再資源化。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	1360.54 t	33.09 t
	(これまでに実施した取組) ・実寸発注の実施（木くず） ・余剰材の引き取り（木くず）		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	排 出 量	950 t	20 t
	(今後実施する予定の取組) 上記に加え、下記の取組を実施予定。 ・梱包材の簡素化（木くず） ・がれき類の分別の徹底（アスファルト等の剥ぎ取りの際に碎石等が混入しないように。）		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類（アスファルト塊、コンクリート塊）、木くずは分別するとともに、石綿含有産業廃棄物についても、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記に加え、石膏ボード、金属くず、紙くずについても分別を実施。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	1360.54 t	33.09 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	27.37 t
	再生利用業者への処理委託量	1360.54 t	5.72 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	木くず
	全処理委託量	950 t	20 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	50 t	10 t
	再生利用業者への 処理委託量	900 t	10 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・委託先処理業者には、定期的に現地確認をする。		
※事務処理欄			

産業廃棄物管理組織図

